## 子育てのための施設等利用費請求書(償還払用)

【 年 月分~ 年 月分請求用】

(宛先) 下関市長

私は、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが、下関市内に居住していることを下関市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを下関市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を下関市が対象施設に確認すること。
- 4 市町村民税課税状況を下関市が確認すること。

#### 1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		<i>(</i> <del>)</del>	₸				
氏 名	印	住所	連絡先:	_	_		
		生生	年月日		•	•	

## 2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

認定区分(法第30条の4) □ 第1号 □ 第2号 □			第3	号彰	8 定	番	号						
生年月日		年	月	日	フ	リフ	ガナ						
請求期間中の住所					H.		名						
□ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した					1		70						
請求期間中に転入又は転出をした場合は転入・転出				云出	日を	·記入				年	月	日	

# 3 償還払の振込先を記入してください。(※1)

金融機関名	預	金	種	目	□ 非	<b>ទ</b> 通		] 当月	莝		
銀行・信用金庫 支店	П	座	番	号							
農協・信用組合 出張所	f 口唇	至名義(	カタカ	カナ)		•	•			•	•

<sup>※1</sup> 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

#### 4 利用したサービスを記入(複数記入可)

1	フ施事	リ ガ ナ 設 業 名			利用した サービスの 種類	• 認可外	忍定こども園・特別支援学校幼稚 ・預かり(在園児)・一時預か 病児保育・子育て援助活動	
		契約してい	ヽる利用料※2	□月額	円口	日額	円 🗆 時間額	円
2	フ施事	リ ガ ナ 設 業 名			利用した サービスの 種類	• 認可外	忍定こども園・特別支援学校幼稚 ・預かり(在園児)・一時預か 病児保育・子育て援助活動	
		契約してい	ヽる利用料※2	□月額	円口	日額	円 🗆 時間額	円
3	フ施事	リガナ 設・ 業名			利用した サービスの 種類	・認可外	忍定こども園・特別支援学校幼稚 ・預かり(在園児)・一時預か 病児保育・子育て援助活動	
		契約してい	、る利用料※2	□月額	円口	日額	円 □ 時間額	円

4	フ施事	リガナ 設 業 名			利用した サービスの 種類	・認可外・預か	ども園・特別支援学校幼ネ ゝり(在園児)・一時預カ R育・子育て援助活動		
		契約してい	る利用料※2	□月額	円 口	日額	円 🗆 時間額	円	
	フ	リガナ			利用した		ども園・特別支援学校幼績		
(5)	施事	設 業 名			サービスの 種類	・認可外・預かり(在園児)・一時預かり ・病児保育・子育て援助活動			
		契約してい	る利用料※2	□月額	円 口	日額	円 🗆 時間額	円	
	フ	リガナ			利用した	幼稚園・認定こ	ども園・特別支援学校幼	稚部	
6	施事	設 業 名			サービスの 種類	・認可外・預か	aり(在園児)・一時預か R育・子育て援助活動		
		契約してい	√る利用料※2	□月額	円口	日額	円 🗆 時間額	円	

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所にレを記入し、利用料の金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期 ・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の口 にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

5 利用したサービスの施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

今年度分の入園料	を支払った場合に記	2入 入園年月	日( 年 月	日) 入園料	( 円) ※3
利用年月	幼稚園・認定こども 園・特別支援学校幼 稚部・認可外保育施 設に支払った月額利 用料(保育料) (a) ※4 ※5	事業・病児保育・子 育て援助活動支援事	支払額合計	月額上限額 (d) ※6	施設等利用費 請求額 (cとdを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
合 計					円

- ※3 幼稚園利用者で、入園料を償還払請求する場合のみ金額を記入してください。
- ※4 利用月の特定子ども・子<u>育て支援利用料の合計金額を記入してください。</u>
- ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、 利用料の月額相当分を算定してください(10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)。
- ※6 月額上限額は、施設等利用給付第1号認定の場合は月額25,700円、第2号認定のうち預かり保育(預かり保育 の実施時間等が少なく認可外保育施設等の利用を認められる場合を含む。)を利用した場合は月額11,300円、 第2号認定のうち認可外保育施設、一時預かり事業及び病児保育並びに子育て援助活動支援事業を利用した 場合(預かり保育を利用した場合を除く。)は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です(入園料の みを請求する場合は記入不要)。

月途中で認定期間が終了し、若しくは開始される場合又は市町村間の転出入の場合の月額限度額は、次のと おりです。

- ・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額 月額上限額 × 認定期間終了日又は転出日までの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額 月額上限額 × 下関市での認定日からの日数÷その月の日数

	特定子ども・子育て支援利用料の請求金額を証する書類
添付書類	特定子ども・子育て支援提供証明書(子育て援助活動支援事業を除く。)
	子育て援助活動支援事業の内容を証する書類